＜標準様式第 1-5＞ 個人情報ファイル簿(単票)(地方公共団体の機関及び地方独立行政法人)

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療関連情報ファイル
行政機関等の名称	大阪府後期高齢者医療広域連合
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	資格管理課、給付課
個人情報ファイルの利用目的	・ 被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条等)に関する事務 ・ 一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第 67 条等)に関する事務 ・ 保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条等)に関する事務 ・ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号、高齢者の医療の確保に関する法律第 165 条の 2)に関する事務 ・ 後期高齢者医療の給付(高齢者の医療の確保に関する法律第 56 条, 第 64 条等)に関する事務 を後期高齢者医療広域連合電算処理システムを用いて行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の個人情報ファイルを管理する必要があるため。
記録項目	1　宛名番号、2　氏名、3　生年月日、4　性別、5　続柄、6　住所、7　国籍、8 個人番号、9 被保険者番号、10 身体障害者手帳等級、11 療育手帳等級、1 2 精神障害手帳等級、13 国民年金障害等級、14 老齢福祉年金管理番号、1 5 電話番号、16 金融機関口座情報、17 課税・所得情報、18 保険料賦課情報、1 9 保険料収納情報、20 負担区分、21 負担割合、22 世帯番号、23 療養の給付及び療養費等の支給情報、24 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給情報、25　大阪府後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより行う給付情報
記録範囲	・ 被保険者(※):75 歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある 者(本人申請に基づき認定した者) ・ 世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条から第 55 条に基づく被保険者
記録情報の収集方法	・ 構成市区町村の窓口業務担当部署が市区町村内の他の部署から収集(住民基本台帳法第 1 条)し、当該情報を構成市区町村の窓口業務担当部署から専用線により当組織が収集(高齢者の医療の確保に関する法律第 48 条、第 138 条、地方自治法第 292 条)する。 ・ 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構から被用者保険の被扶養者であった対象者情報を収集する(高齢者の医療の確保に関する法律第 70 条、第 139 条)。 ・ 審査支払機関(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会)から医療費管理を行うための診療報酬請求書情報等を収集する(高齢者の医療の確保に関する法律第 70 条、第 139 条、第 155 条)。 ・ 情報提供ネットワークシステムから収集(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条 8 号及び同法別表第二項番 80)する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供	・ 構成市区町村(保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務を実施)

先	・審査支払機関(診療報酬の審査及び支払に関する事務処理、「請求支払システム」、「特定健診システム」、「国保データベース」での利用) ・金融機関(療養費等の口座振込みでの利用) ・都道府県(特定医療費等受給対象者の所得区分を連絡) ・大阪府国民健康保険団体連合会(「療養の給付に要する費用ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払等の一部」及び「中間サーバーにおける資格履歴管理事務」に関する委託先) ・医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(「中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」及び「中間サーバーにおける本人確認事務」に関する委託先) ・厚生労働大臣、全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県知事、市町村長、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合、国民健康保険組合、地方公務員共済組合、他の後期高齢者医療広域連合(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号及び同法別表第二に定める各情報照会者)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)　大阪府後期高齢者医療広域連合　総務企画課 (所在地) 〒540-0028 大阪市中央区常盤町1－3－8 中央大通FNビル8階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号(電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	―	